

Think Tank of Mutual aid

相互扶助を実践するシンクタンク

CONTENTS

- 2017年新年を迎えて ————— 1~2
全労済協会理事長 高木 剛
- 「第3回生活困窮者自立支援
全国研究交流大会」参加報告 — 2~3
2017年11月12日(土)・13日(日)に神奈川県で開催された大会に参加いたしました。
- (公財)国際労働財団 草の根支援事業に協力 — 3~5
タイとバングラデシュに講師を派遣し、セミナーで相互扶助事業等を紹介しました
タイ・バングラデシュに講師を派遣し、日本における相互扶助事業(労働者共済事業)について講義を行いました。
- (公財)国際労働財団 招聘事業に協力 ——— 5
国際連帯活動として中東・アフリカ北部からの訪問団を受け入れました。
- 公募委託調査研究の報告概要 ————— 6~7
＜大転換期の日本社会の展望＞
関東大震災復興における賀川豊彦とその同労者の取り組みに見る地域形成の視座の検討
千葉大学大学院 人文社会科学研究所 特任助教 伊丹 謙太郎
- 研究報告誌を刊行しました ————— 7
●公募研究シリーズ③
関東大震災復興における賀川豊彦とその同労者の取り組みに見る地域形成の視座の検討
千葉大学大学院 人文社会科学研究所 特任助教 伊丹 謙太郎
●公募研究シリーズ④
震災復興過程のコミュニティ形成に係る行政・NPO等・地域住民の協働：宮城県をケースに
東北大学大学院 経済学研究科 博士課程後期 中尾 公一
- 2016年秋期退職準備教育研修会 /
コーディネーター養成講座【大阪】開催報告 — 7
2016年11月8日(火)に大阪(エル・おおさか)にて研修会を開催しました。
- 連載コラム⑫
「退職に関わる税金、健康保険等の概要について」 — 8
退職金に課税される税金(所得税・住民税)、健康保険の加入、厚生年金の受給手続等の概要について説明いたします。
- コラム「暮らしの中の社会保険・労働保険④」 — 9
「年金受給資格期間の短縮について」考えます。
- 自衛消防訓練を行いました ————— 10
2016年11月29日(火)に役員を対象に応急手当方法の研修を受けました。
- 自然災害から国民を守る国会議員の会 総会報告 — 10
2016年11月29日(火)に開催されました。
- 第52回(臨時)評議員会 開催報告 ——— 10
臨時評議員会を開催し役員の交代を確認しました。
- 法人火災共済保険のお見積もり受付中です! — 11
全労済協会では法人火災共済保険の推進を行っています。
- 全労済協会からのお知らせ ————— 11
●当面のスケジュール
- 法人火災共済保険保険料試算依頼書 ——— 12
お見積もりはこちらから!!

2017年 新年を迎えて

理事長 高木 剛

新年明けましておめでとうございます。本誌をご愛読いただいております皆様には、健やかに新年を迎えられたことと存じます。また日頃より、全労済協会の諸活動に、ご理解とご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

昨年は一般財団法人への移行から4年目を迎え、公益目的支出計画終了まで残り10年を切ったことや、認可特定保険業(「法人火災共済保険」「法人自動車共済保険」「自治体提携慶弔共済保険」)を取巻く事業環境の変化も踏まえ、新たな3か年に向けた起点の年度と位置づけて活動をすすめて参りました。

シンクタンク事業では、年々拡大しつつある格差・貧困に対する是正策の研究や、非正規労働者の相互扶助制度のあり方研究などに取り組み、10月には『2025年の日本 破綻か復活か』と題して、500名を超える方々にご参加いただき、東京でシンポジウムを開催いたしました。

また、相互扶助事業では、多くの被害をもたらした4月の熊本地震をはじめとする自然災害や思わぬ事故から財産や家族を守るため、各労働組合や各中小企業労働者サービスセンター等へ共済保険の普及に向けて、積極的に提案活動をすすめて参りました。ご協力いただきましてありがとうございました。



さて、昨年の政治や経済の主な動きを振り返ってみますと、1月の日本初となるマイナス金利の導入決定に始まり、3月には民主党に維新の党が合流し民進党を結成しました。6月には政府が公約に掲げていた本年4月に予定していた消費増税をさらに2年半延期することを表明し、信を問うとした7月の参議院選挙では与党が2/3議席を占め大勝する結果となりました。また、9月には総理の私的諮問機関として一億総活躍社会の実現のため「働き方改革実現会議」が設置されました。労働団体からは連合会長が委員の一人として参加し、同一労働同一賃金の実現、長時間労働の是正、労働生産性の向上など9つのテーマに関して審議がすすめられています。

非正規労働者の研究、勤労者福祉の向上に取り組む当協会と致しましても、会議で取りまとめられる実行計画が、真に働く人の立場・視点に立った内容となり暮らしの活性化に繋がるのかどうか、これからの審議の推移を注視して参りたいと存じます。

本誌もおかげさまで持ちまして、2007年1月の発行から数えて今回が120号となりました。2017年も社会の様々な動きに注目し、読者の皆様に役立つ情報と当協会の活動について報告して参ります。今年は、更に読みやすく、興味を持ってご覧いただける広報誌を目指し、本誌の紙面構成や記事の内容などの改定を検討しております。今号にアンケート調査票を同封させていただきましたので、本誌の充実に向けてご意見をお聞かせいただきたく、ご協力お願い申し上げます。

最後になりますが、本年も皆様のご健勝とご発展、ご多幸を心から祈念し、年頭のご挨拶とさせていただきます。

「第3回生活困窮者自立支援 全国研究交流大会」参加報告

昨年11月12日(土)・13日(日)、神奈川県(川崎市教育文化会館、慶應義塾大学日吉キャンパス)に於いて、「第3回生活困窮者自立支援 全国研究交流大会」が開催されました。本大会は、勤労者福祉に深く関わる「生活困窮者自立支援法」施行から1年半が経過する状況の中で、施行後の各種取り組みを持ち寄り、施行から3年経過後(平成30年4月)の制度の見直しに向けて、ともに考える場として開催されました。

本大会では、当協会が開催している各種研究会の委員の方々が多数登壇され、当協会からも講演会ならびに分科会に参加いたしましたので、その一部を報告いたします。

<11月12日(土)>

この全国交流大会は、兵庫、福岡での開催に続き3回目となりますが、初めての関東地区での開催となりました。

初日は川崎市教育文化会館において、制度の見直しに向けて、現在浮かび上がっている課題や今後の方向性を取り上げた基調鼎談、各政党からの決意表明、先進的な取り組みを行っている3自治体からの事例発表、特別講演等が行われました。また、『徹底討論』における奥田氏(NPO法人抱樸理事長)の「何かことが起こっても(排除するのではなく)そんなことあるよね、と言える社会/地域が必要。そのことで地域が一つになっていく。」という言葉が、この大会での議論、制度の目指す方向性を示しています。



<11月13日(日)>

二日目は会場を慶應義塾大学日吉キャンパスに移し、テーマ別に11の分科会を開催、子ども・若者支援の現場や農福連携、空き家を活用した居住支援、アウトリーチ型の引きこもり支援、災害被災者支援と生活困窮者支援の類似点からの連携策など、幅広い議論に、1,200名を超える方々が参加しました。



分科会2「就労・労働の新しいカタチと担い手」



障がいや引きこもりなど、働きたいと思っても働けない人がたくさんいらっしゃいます。そのような人たちの就労支援に取り組んでいる団体の具体的な活動内容について報告いただきました。単なる仕事の斡旋ではなく、フルタイムでなくても自分のできる範囲で誰かの役に立てる仕事をしながら、人との関わりを深め、自分の居場所をつくっていくという、つながりを大切にされた支援内容でした。

また、支援する側だけでなく、実際に支援を受けた当事者も一緒に登壇され、ご自身が支援される立場になるまでの経過やそのときの気持ちを具体的にお話されました。当事者目線に立った支援、本当に必要な支援とはどのようなものなのか、考えさせられる分科会でした。

分科会 8 「自立支援のための家計相談支援活用術 ― めざせ必須事業！」

家計相談支援とは、家計相談支援機関が家計に問題を抱えている人から相談を受け、相談者自身が家計状況を理解して課題に気づき、具体的な方針を立て、家計を管理できるようになることを支援する取り組みです。分科会では、生活協同組合連合会 グリーンコープ連合 常務理事の行岡みち子氏がコーディネーターを務め、家計相談支援事業を実施している神奈川県座間市、滋賀県野洲市、徳島県徳島市、熊本県阿蘇市での取り組みについて報告を受け、その後、報告者と会場の参加者との間で質疑応答が行われました。そして、家計相談支援事業の重要性が議論されました。

分科会 10 「神奈川の市民参加によるネットワーク型支援の課題と可能性」

生活困窮者自立支援の取り組みは、相談窓口が役所内にあります。行政内を見ると、各制度の隙間にあり、どの担当にも当てはまらず、対応がとれない事態が起きています。生活困窮の背景には、仕事・住まい・家族・教育・子育て・高齢介護・障がいなど、多くの課題が複合されていることから、支援活動には各分野を包括した対応が求められます。

分科会では、神奈川の6つの市民団体が集まり、それぞれの専門分野での支援活動について報告されました。各々の分野で個々に活動されてきた経過がわかりました。

今後は、同じ地域内で、役所との連携も含めて、非営利協同の組織の間で連携を広げていく必要性が語られました。「ゆるやかなネットワーク」という表現を選び、連携拡大が確認されました。

「制度だけが強化されるのではなく、社会そのものが強化されること」を目指し、次回の第4回大会は、本年11月に高知県高知市にて開催予定です。当協会としても、すべての勤労者・生活者が豊かで安心できる社会づくりに貢献できるよう、引き続き活動をフォローしていきたいと考えています。

※本大会の詳細は、(一社)生活困窮者自立支援全国ネットワークのHPに掲載される予定です。 <http://www.life-poor-support-japan.net/>

(公財)国際労働財団 草の根支援事業に協力

タイとバングラデシュに講師を派遣し、セミナーで相互扶助事業等を紹介しました

公益財団法人・国際労働財団（以下、「JILAF」）の実施する「国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業（Supporting Grass-Roots Activities through the International Employers' and Workers' Network 以下、「SGRA」）および労使関係・労働政策事業の一環として、タイおよびバングラデシュにおいて、インフォーマル・セクター労働者他支援に向けた各種セミナーが開催されました。

当協会からは、それぞれのセミナーへ講師を派遣し、日本における相互扶助事業（労働者共済事業）等を紹介するとともに、現地の政労使との意見交換を実施しました。

全労済協会の協力の目的

当協会では、一般財団法人として内閣府の認可の下で策定した公益目的支出計画にのっとり事業を実施しており、この公益目的支出計画では「諸外国における勤労者福祉・共済活動に関する支援と国際連帯の推進のための事業」について定めております。

これにもとづいて、新興国における労働者の自主福祉事業、とりわけインフォーマル・セクターの労働者の福祉を支援する活動の一環として、日本における労働者の相互扶助事業の紹介を行うとともに、現地における労働者福祉の実態・労使関係の状況調査等を実施するため、以下の日程で JILAF スタッフとともに両国を訪問しました。



タイ（バンコク）における SGRA 連携支援
日程：2016年11月11日（金）～13日（日）
派遣者：調査研究部次長 澤田、調査研究課長 塚本



バングラデシュ（ダッカ）における連携支援
日程：2016年11月20日（日）～26日（土）
派遣者：共済保険部長 嶋崎、調査研究部長 小笠原

1. タイ（バンコク）における SGRA 連携支援 （拡大作業委員会セミナー）

冒頭、昨年 10 月 13 日に崩御されたプミポン国王陛下を悼み、全体で黙祷を捧げて会議を開催しました。続いて、主催者を代表して、JILAF 齋藤副事務長より、4 地域から参加の作業委員に敬意を表しつつ、本セミナーの主旨の共有がありました。

当協会からは「より強固な互助制度運営に向けて」と題する約 1 時間半の講義を行ない、全労済設立の背景や相互扶助ラインナップ・掛金、サービス運用、運営体制等に関する経験共有を行ないました。その上で、「相互扶助制度の運用は組合員との信頼が全てであり、契約行為であることを決して忘れてはなりません。預かった掛金等の重さを常に念頭に、設立主旨を忘れることなく一つひとつを積み重ねていくことが重要です。全労済協会としても引き続き熱意ある皆さんを可能な限りバックアップしていきたい。」とエールを送りました。

2. バングラデシュ（ダッカ）における連携支援 （労使関係・労働政策セミナー）

冒頭、昨年 7 月のダッカ・レストラン襲撃人質テロの犠牲者に会場全体で黙祷を捧げ、セミナーを開始しました。



続いて、JILAF 齋藤副事務長からは、長年の日・バングラデシュの友好関係や ITUC-BC との連帯・信頼関係を強調し、日本国政府からの受託事業である今次セミナーの主旨等を参加者と共有しました。

その後、バングラデシュ政労使を代表して、ホサイン ITUC-BC 議長からは、JILAF および日本国政府の継続的な支援・協力ならびに JILAF・全労済協会への謝意が示され、出席しているメンバーへの積極的な参加・参画を呼びかけました。

初日はまず JILAF による「日本の建設的労使関係と無用な労使紛争の未然防止」を主眼とする講義が行なわれ、日本の労働組合の成り立ちや現状、職場組合員との信頼強化と労使の当事者意識を持った労働環境改善や雇用安定の取り組み等について概説しました。



その上で、「グローバル経済の発展とともに複雑化する労使関係に対応するためには、成熟した日本の労使関係（労使協議に

よる協力と団体交渉による対立を調和的に配置）や経験を参考にしていきたい」ことや「バングラデシュに進出する企業との建設的な労使関係を構築すべく運動を展開願いたい」旨をお願いし、講義を締めくくりました。

当協会からは「より強固な互助制度運営に向けて」と題する約 1 時間半の講義を行ない、労働者福祉の観点から、日本における共済事業の経験や相互扶助制度（慶弔共済）の仕組み等を共有しました。その上で、とりわけ共助の精神と労使の取り組み、加入組合員のオーナーシップ等について説明し、バングラデシュにおける相互扶助組織の強化に向け参加者の意欲を後押ししました。

その後、現地講師によるバングラデシュの雇用・労使関係および協同組合の現状と課題に関する講義があり、初日のセミナーを終了しました。

2 日目には、「バングラデシュ労働運動の現状と健全且つ建設的労使関係の構築に向けた課題・解決策」と題する提起の後、参加者は 3 グループ（6 ナショナルセンター混合）に分散し、「建設的な労使関係の構築および労働者保護に向けて」のテーマで論議・相互発表を行ないました。



2 日間にわたる参加者の熱心な参画に敬意を表すとともに、「企業内において建設的な労使関係を築くためには、使用者

との信頼関係の構築はもとより、職場組合員との日頃からの密なるコミュニケーションが重要となる。また、労使対等・自治の原則からも、ナショナルセンター同士のさらなる連携や組合費収入に基づく財政基盤の確立が重要」と訴え、2 日間に亘るセミナーを閉会しました。

3. SGRA 等連携支援活動を終えて

タイにおける SGRA への当協会からの講師派遣は 4 年連続 4 回目となりますが、4 地域からの活動報告からは、都市部（中央部バンコク）と地方部（北部チェンマイ・南部スラタニー・東北部コンケン）とで抱える課題が違ふことが浮き彫りになりました。

地方部では、社会保険制度の適用となっていないインフォーマル・セクターの職業訓練（カレーペースト製造・



古式按摩・バーバルボール技能の修得・ゴムの木栽培用肥料の作成・ハーブの植樹）等の実施、地域リーダーの育成・教育によるコミュニティの強化が課題となっています。

都市部では、家内労働者を中心に、不定期的な休日により連絡・連携が困難で信頼形成・組織化の難しい層の広がり、コミュニティ形成の進展を阻む課題となっています。

地域・都市部で抱える課題は異なるものの、プミボン国王の意志を引き継いで国力を高めようとする参加者の志は高く、予定の時間を超えて熱心に質疑を行っていたのが印象的でした。

一方、バングラデシュへの講師派遣は3年連続3回目となりますが、昨年7月のダッカ・レストラン襲撃人質テロを受けて、治安上で懸念される事項が多いことから、現地組織を通じ当局に最大限のセキュリティ確保等を要請した上で実施されました。11月上旬にはダッカ空港における準軍事組織の部隊員殺傷事件等もあり、会議に参加した現地のメンバーは非常に友好的でしたが、道路上での検問体制強化や会場・宿泊先のホテルでの警備兵増員など、やはりテロへの当局の警戒感が感じられる派遣となりました。

労働者の環境としては、依然85%を超える労働者がインフォーマルな環境で働いていることには変わりはないものの、セミナー前日にはダッカ市内でJOBフェ

アー（いわゆる就職斡旋フェア）が使用者側団体主導で開催されたといった話も聞かれ、他の実施3か国とは異なった、新しい取り組みが行われていることが今後への期待を高めます。

相互扶助制度の構築に関しては、自助・共助・公助における共助部分、すなわちベースとなる部分の弱さがバングラデシュ労働者にとっての課題であることが示され、基礎の制度をしっかりと確立させるために、力の結集により公的な、或いはショモバエ・ショミッティ（協同組合）によるベース保障の構築に向けて、参加者の意思統一がなされました。



情勢は依然として混沌としており、次年度以降の当協会としての協力範囲について、まだ見えない部分は多い

ものの、ショモバエ・ショミッティの設立・登記は着実に進んでいます。

当協会では今後も海外における勤労者福祉の向上のため、相互扶助事業（共済事業）の設立に向けての現地支援と情報交換を通じた交流を深め、新興国における勤労者の環境の向上に貢献していきます。

(公財) 国際労働財団 招聘事業に協力

国際連帯活動として中東・アフリカ北部からの訪問団を受け入れました。

当協会では国際連帯活動の一環として、公益財団法人 国際労働財団 (JILAF) の実施する「若手労働組合指導者招へい事業」への活動支援を行っています。2016年5月～2017年1月の活動として①カンボジア・インドネシア、②ラオス・ベトナム、③中国・タイ、④中東・アフリカ北部および⑤南米の5つの招聘チームの受け入れを予定しており、4回目の取り組みとして中東・アフリカ北部チームを受け入れて「相互扶助制度の検討に向けて」と題した全労済の事例を用いた日本の労働者共済の歴史と現状についての講義を実施しました。

日時・場所：2016年11月18日(金) 10:00～12:30 当協会会議室

対象：中東・アフリカ北部チーム9名

研修内容：相互扶助制度の検討に向けて



公募委託調査研究の報告概要

当協会に対して研究の成果報告がありました。その概要を掲載します。

なお、今回ご紹介した報告は後述のとおり公募研究シリーズ③として刊行しました。

<大転換期の日本社会の展望>

関東大震災復興における賀川豊彦とその同労者の取り組みに見る地域形成の視座の検討

千葉大学大学院 人文社会科学部 特任助教 伊丹 謙太郎

報告概要

本研究は、賀川豊彦とその同労者が設立することとなった本所基督教産業青年会の展開に焦点をあて、江東消費組合や中ノ郷（質庫）信用組合など、協同組織へと分岐していく本所の活動の原点に関東大震災の罹災者救援があったこと、そしてそれが神戸新川における賀川たちの初期活動とどのような違いをもつものであったのかを検討するものである。賀川豊彦の思想的変遷については、賀川自身の伝記的記述に沿ったオーソドックスなものが複数刊行されているが、同労者の側に焦点を当てることでこれまでとは異なった賀川豊彦像を浮かび上がらせることになった。一般には、あらゆる社会運動の源流に位置づけられる賀川の巨大さが語られがちであるが、むしろ賀川自身が各運動に関わる中で同労者集団から数多くの影響を受けている。また、同労者集団についても、常に賀川が直接采配を振るうわけではない以上、必ずしも賀川の青写真通りの活動というわけではなく、現場現場でのユニークな取組があった。セツルメント事業が地域の独自性を重視するものであるかぎり、当然同労者であるセツラーたちは賀川の声だけではなく、住民の声を反映した取組へと向かう。とりわけ本所の事業は、協同組織による地域運営が正面から実験された現場であった。

賀川自身の思想は、その草創期から地域を包括するような総合事業が目指されていたことは疑いようのないものだが、実践面においてそれを現実のものとしたのは本所同労者たちである。今回、大阪の四貫島での取組については言及を控えたが、新川事業と本所・四貫島事業の間には大きな違いが見られるし、特に「共助」を軸にしている点が本所の特徴と考えられる。そして、この活動を支えたのは20代前半の若者たちであり、彼らは、賀川自身の「東京から撤退し関西での活動に集中しよう」という方針に反してまでこの事業を守り抜いたエピソードなどについても言及している。

本報告書では賀川を巨人としてではなく、なるべく等身大において記述するよう心がけた。現代において賀川豊彦をどう継承するのかという問いに対し、賀川同労者たちの存在を含めて先人の継承を行うべきであるというのが本研究の答えとなる。賀川豊彦が望んだ社会のあり方は、賀川ひとりの頭の中にあつたのではなく、彼と活動を共にした者たちの想いを汲むなかで

発展していったのではないだろうか。

賀川豊彦に対する評価として、彼が労働運動から農民運動、そして協同組合運動へと次々に舞台を変えていることや、多様な領域で才能を発揮しながらもそのいずれもがアマチュアリズム（非専門性）に立脚していることなどは、一般に彼の評価を下げるものとして理解されてきた。しかしながら、新しい領域の開拓には専門家などは存在しない。賀川と同労者たちが発揮した力はアマチュアリズムを基盤とするものであったが、いずれも目の前の小さき者、困っている人々に対し自分は何ができるのだろうかという非常にシンプルな問いを抱え、寄り添い伴走しつづける中で共助による地域社会形成に欠かすことができない総合的な視座を獲得することになったのではないだろうか。この点について本報告書では、本所の事業に具体的な事例（栄養食配給事業の展開）を用いながら検証している。

近年、協同組合研究においては、組合員間の共助や相互扶助というものを社会あるいはコミュニティへ向けて展開していくこと（ICA第7原則の「コミュニティへの関与」）について活発に議論がなされている。〈われわれ〉の組合であったものを他者に対していかに開いていくのかというのがこの問いの中心にあるが、賀川と同労者たちの活動はむしろ、「他者に向けられた奉仕・献身」の延長に協同組合運動を見出したという点で前後関係が逆転している。この意味で、賀川豊彦やその同労者たちが考え、実践してきたことを、わが国の協同組合運動の源流のひとつとして捉え返すことは大きな意味を持っていると思われる。運動と事業という2つの関係をどう位置づけるのかが戦後協同組合における問いであり続けているが、賀川たちにおいては、「for others（他者のために）」と「mutual（お互いに）」という2つの志向が連続性をもっているのだという確信が根底にあった。

阪神淡路から東日本を経て熊本震災までの一連の自然災害のなかで協同の力が見直されているが、このことは近年に限ったものではなく、わが国における協同の精神のオリジンはその中で生まれてきたのだということ、本研究を進めながら何度も思い返すことになった。貴重な研究の機会を与えてくれた全労済協会の公募委託調査事業、および関係者の皆様に改めて感謝したい。

研究報告誌を刊行しました

公募委託調査研究の成果として2冊の研究報告誌を刊行しました。ご希望の方は、当協会ホームページの「報告誌ライブラリー」の「公募研究シリーズ」ページから当該報告誌をお申し込みください。

●公募研究シリーズ ⑥③

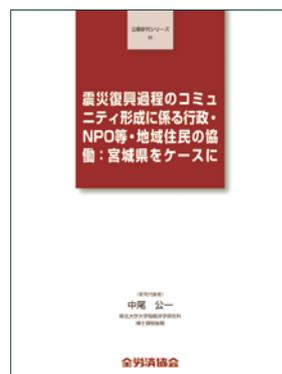
「関東大震災復興における賀川豊彦とその同僚者の取り組みに見る地域形成の視座の検討」

(千葉大学大学院 人文社会科学研究所 特任助教 伊丹 謙太郎)

●公募研究シリーズ ⑥④

「震災復興過程のコミュニティ形成に係る行政・NPO等・地域住民の協働：宮城県をケースに」

(東北大学大学院 経済学研究科 博士課程後期 中尾 公一)



2016 年秋期退職準備教育研修会 / コーディネーター養成講座【大阪】開催報告

【大阪会場】(参加者 71 名)

2016年11月8日(火)に大阪(エル・おおさか)において、16年秋期退職準備教育研修会/コーディネーター養成講座を開催し、労働組合の執行部の方を中心に、過去最高の71名という多くの方にご参加いただきました。

本研修会は、労働組合等における退職準備教育の普及・推進のためのコーディネーターの養成を目的として、1992年から実施しており、今回で通算47回目となりました。

研修では、当協会作成のテキスト「実りあるセカンドライフをめざして」を中心に講義を行い、退職後の生活に向けての基礎的な知識習得の他、研修を開催する際の説明のポイントや話術、ワークを用いた「気づき」や「発見」も重視しました。

冒頭に、マスメディア等で活躍されている生活経済ジャーナリストのいちのせかつみ氏に、講義の話術等も含めて「セカンドライフのライフデザイン」についてご講義いただきました。「セカンドライフの生き方」を想像するワークを体験。また、自己紹介をしながら自身のセカンドライフを考えるきっかけとする時間も設けました。続いて、現在の生活を見つめて将来の資金計画をする「暮らしの確認と見直し」、また退職者に関わる「税金」「退職金を受け取ったあとの注意」「相続」などの生活経済について、ファイナンシャルプランナーの清水幸一氏に、ご自身の経験談も含めてわかりやすくご講義いただきました。

最後に、「公的年金」「健康保険」「雇用保険」制度の概要・請求手続きといった退職に向けて必ず準備・知識が必要な項目について、ファイナンシャルプランナー・社会保険労務士の三宅恵子氏にご講義いただき、手続きのポイントや事前に知識を得ることの重要性など、実践的な内容を学びました。普段見ることがあまりない年金請求書の現物なども用いて、より具体的にセカンドライフに向けた制度・手続きについて触れることができました。

経験豊富な講師陣から具体例も含めてお話いただき、参加者からは「もっと時間をとってたくさん聞きたい」との声を多くいただきました。参加者の声にお答えできるよう、今後のカリキュラムについては変更を検討しています。

次回は2017年春に東京で開催を予定しています。カリキュラム等が確定次第、本誌にてご案内します。



講義風景

退職金に課税される税金（所得税・住民税）、健康保険の加入、厚生年金の受給手続等の概要につきまして説明いたします。

1. 退職金にかかる所得税・住民税

勤務先に「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」を提出すれば、所得税と住民税は、次のとおり計算・源泉納付されます。

(1) 退職所得にかかる所得税

$(\text{退職金} - \text{退職所得控除}) \times 50\% = \text{退職所得}$
 $\text{退職所得} \times \text{所得税の税率} - \text{控除額} = \text{所得税}$

① 退職所得控除（勤続年数 20 年以下）

$40 \text{ 万円} \times \text{勤続年数} = \text{退職所得控除}$

② 退職所得控除（勤続年数 20 年超）

$800 \text{ 万円} + \{70 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{ 年})\}$

* 勤続年数 1 年未満の端数は切上げ、勤続年数 2 年未満は 80 万円となります。

(2) 退職所得にかかる住民税

$\text{退職所得} \times 10\% = \text{住民税}$

（都道府県民税 4%・市区町村民税 6%）

* 退職所得及び退職所得控除の計算は、所得税と同一となります。

* 他の所得と分離して、所得の発生した年に課税されます（現年分離課税）。

(3) 申告書未提出の場合の所得税・住民税

① $\text{退職金} \times 20.42\% = \text{所得税}$

② $\text{退職金} \times 10\% = \text{住民税}$

* 退職した方が、確定申告により還付手続きを行います。

2. 住民税の概要等

(1) 住民税の概要

毎年 1 月 1 日現在の住所地において、住民税（所得割と均等割）が課税されます。

住民税は前年 1 月 1 日～12 月 31 日迄の所得に対し翌年課税されます（前年所得課税）。

① 所得割額

$(\text{総所得金額} - \text{所得控除}) \times \text{税率} 10\%$
 $- \text{税額控除} = \text{所得割額}$

② 均等割額 5,000 円（合計）

都道府県民税の均等割額 1,500 円

市区町村民税の均等割額 3,500 円

(2) 住民税の徴収方法（特別徴収と普通徴収）

特別徴収は、勤務先が毎年 6 月～翌年 5 月までの給与支払いのとき、住民税を源泉徴収し翌月 10 日までに納付します。

普通徴収は、原則、4 期（6・8・10・1 月）に分けて納税者本人が納付します。

納期は、市町村の条例で定められます。

(3) 退職時未納（特別徴収住民税）の納付

退職した月により、次のとおりとなります。

① 退職した月が 1 月～5 月までの場合

勤務先が未納額を一括徴収し納付します。

② 退職した月が 6 月～12 月までの場合

一括徴収か普通徴収を選択し納付します。

(4) 住民税納付資金の準備

退職直後、収入が減少しても前年所得に係る住民税を納付することになります。

退職時における 1 年分の住民税を把握して、納付資金を準備するのも必要と思われます。

3. 退職後の健康保険の加入

健康保険は、退職後も加入が義務づけられており、勤務先の健康保険（任意継続）の手続き期限は、退職後 20 日以内と定められています。

次の保険制度の内容、保険料の負担等について、事前に把握・検討することが必要と思われます。

(1) 勤務先の健康保険を継続

任意継続被保険者として、退職時の健康保険を継続し、所定の保険料を支払います。

なお、加入期間は 2 年間となっています。

(2) 市区町村の「国民健康保険」に加入

前年所得（住民税と同様）等により保険料が決定します。

(3) 家族（被保険者）の健康保険に加入

家族が加入する健康保険の「被扶養者」として給付を受けます。

被扶養者の範囲は、法律で定められており被保険者に実質的に扶養されている方など、一定の要件を満たすことが必要となります。

4. 特別支給の老齢厚生年金の受給手続き

厚生年金の支給開始年齢が 60 歳から 65 歳に引上げられ、「特別支給の老齢厚生年金」の受給時期等は、生年月日と性別により支給開始年齢が変わりますので確認を要します。

(1) 「特別支給の老齢厚生年金」の要件

年金を受け取るためには、次の要件すべてを満たす必要があります。

① 男性は、昭和 36 年 4 月 1 日以前、女性は、昭和 41 年 4 月 1 日以前に生まれたこと。

② 老齢基礎年金の受給資格期間（原則 25 年）があること（法改正により平成 29 年 8 月から 10 年間に短縮されます）。

③ 厚生年金等に 1 年以上加入していたこと。

④ 60 歳以上で、報酬比例部分の支給開始年齢に到達していること。

(2) 「年金請求書」の提出

支給開始年齢に到達する 3 ヶ月前に日本年金機構から「年金請求書（事前送付用）」が送付されます。

年金請求書の受付は、支給開始年齢になってから最寄りの年金事務所等で年金手帳、住民票、本人名義の預金通帳等の必要書類を準備して手続きを進めます。

詳細につきましては、「国税庁」、「全国健康保険協会」、「日本年金機構」等のホームページを参照願います。

（執筆：税理士 関口 邦興）

老齢年金を受けるための受給資格期間が法改正により10年に短縮されます。今回はこれを考えます。

Q1.なぜ10年に短縮されることになったのですか。

A1. 現在、老齢年金受給には、保険料納付済期間などの受給資格期間が25年以上あることが必要です。その理由は、国民年金の制度発足（1961年）当時、①厚生年金の受給資格期間は20年であり、40年加入すべき国民年金の25年は妥当、②保険料免除制度により低所得者に不利益は及ばない、③年金に値する額の支給には25年の拠出が必要、の3つでした（注1）。合算対象期間の受給資格期間への算入、70歳までの任意加入期間の設定なども、25年が妥当である根拠とされました。しかし、少子高齢化、非正規雇用の拡大、保険料の引上げなどが進む中で、2000年代を中心に年金不信が広がり、徴収方法の変更も重なって保険料未納が増加した結果、2007年時点では45歳以上の内、最大で118万人（対象人口の2%弱）が25年要件を満たせず、無年金者と推計されました（注1）。2007年度以降は、国民年金第1号被保険者の保険料最終納付率は70%を下回る状態が続き、最近では財産差押えなどの保険料徴収が強化されていますが、2013年度分保険料の2016年3月末時点での最終納付率は70%に止まっています（注2）。

すでに、無年金者救済のため、消費税10%への引上げ時にそれを財源にして年金の受給資格期間を25年から10年に短縮することが、社会保障・税一体改革により決められています。10%への引上げが2度も見送られる一方、無年金者の救済が急がれることから、消費税引上げ（2019年10月）を待たず、2017年9月分から新基準で老齢年金を支給することとされました。

Q2.低年金者が増えないか心配する声もあります。

A2. 受給資格期間短縮により初めて老齢基礎年金の受給権を得るのは約40万人（65歳以上）、その他、特別支給の老齢厚生年金対象者（60～64歳）を含めると合計約64万人と見込まれています（注3）。一方、今では生活保護受給者の約半数が65歳以上の高齢者ですが、2014年度の被保護高齢者の内、年金受給者は44万人（平均受給月額47,162円）、無年金者は48万人です（注4）。法改正により、この10年を満たしている無年金者に月額2～4万円程度の老齢年金が新たに支給され、被保護高齢者の保護からの脱却や生活扶助額の減少、生活保護を受けない無年金高齢者の生計の改善につながります。

しかし10年間しか納付しない場合の老齢基礎年金は、満額の1/4の月額2万円弱に過ぎません。また、障害年金や遺族年金を受給するためには保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が、初診日（障害年金）もしくは死亡日（遺族年金）の前々月までの被保険者期間の2/3以上であるか、または当該前々月までの1年間に未納が一切ないことが必要であるため、保険料納付要件を満たせないケースも増えます。

老齢基礎年金の新規裁定者の保険料納付年数を

1年ごとに区分すると、納付済期間と免除期間の合計が25年に達して裁定請求をした人数がその前後の年数より少し突出し、26年に達して裁定請求した人数と比べて20%弱上回っていることから、受給資格期間を10年に短縮すれば、10年間だけ保険料を納付して裁定請求する人が増え、低年金者が増えるとの懸念もあります（注2）。2016年12月には年金額改定ルールの変更が国会で議決され、マクロ経済スライドなどにより今後20～30年続く年金水準低下の不安も納付意欲を下げそうです。

従って、今回の改定が「10年間保険料を納付すればよい」というメッセージとして受け止められないよう、納付期間が長いほどメリットが大きいことなどの丁寧な説明が重要です。

Q3.老後生活に向けてどうすればよいのでしょうか。

A3. 現在の年金の所得代替率は62.6%で、今後も50%を維持して100年安心とされています。しかし、これは専業主婦モデル世帯のケースであり、単身世帯や共働き世帯では将来は50%を下回ります。さらに計算式の分母には名目賃金ではなく可処分所得、分子には名目の年金受給額が用いられ代替率が高めに出ており、分子と分母を同じ基準で比較すると、現在の所得代替率は10ポイント程度下がり、51%ないし54%となることが国会審議で明らかにされました（注5）。

とはいえ、老齢年金は終身給付であり物価スライドもある程度講じられているという点で、老後生活の重要な柱です。従って、この給付水準を高める工夫をすることも一つの重要な視点です。そこで注目したいのが支給開始年齢の選択です。現状では基礎年金や旧国民年金のみを受給している人の内、2014年度では37%が繰上げ受給、つまり60歳から64歳の間に受給を開始し、規定より低い年金額となっています。逆に66歳から70歳の間に受給開始を遅らせ、規定より高い年金額となっている人は1.3%に過ぎません。新規裁定者でも、繰上げ受給者は12.4%、繰下げ受給者は2.0%と、多少の改善に止まっています（注2）。当面の生活が困難だという場合があるとはいえ、行動経済学で言う「現在バイアス」に注意が必要と言えます。

65歳以降も一定の所得が見込めたり、退職金、貯蓄、私的年金などにより60歳代の生活を維持できるのであれば、長生きリスクに備え、また自分の子どもを含む若い世代の経済的負担を避けるために、繰下げ受給による年金額の増額（最高42%増。ただし、加給年金や在職老齢年金に注意は必要）の検討も必要だと思われます。

注1：社会保障審議会年金部会（2011年9月）資料より

注2：厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」、厚生労働省報道発表資料などより

注3：厚生労働省国会提出法律案資料より

注4：厚生労働省被保護者調査、社会保障審議会生活保護基準部会（2016年7月）資料などより

注5：衆議院厚生労働委員会議事録（2016年10月）より

（特定社会保険労務士 CFP® 認定者 西岡 秀昌）

自衛消防訓練を行いました

2016年11月29日(火)に渋谷消防署から3名の方にお越しいただき、当協会会議室にて自衛消防訓練を行いました。当協会独自で消防訓練を行うのは初めての事で、当協会役職員等22名が参加をし、心肺蘇生・AEDの操作・人の搬送方法を学びました。



《応急手当方法》

- ① 両肩をたたきながら声をかける
 - ② 反応がない等の場合は119番通報とAED搬送の依頼をする
 - ③ 胸と腹部の動きを見て呼吸を確認する
 - ④ 胸骨圧迫をする(1分間に100~120回のテンポ)
 - ⑤ AEDを使う
- 救急車が到着(約8分間)まで④⑤を繰り返す

自然災害から国民を守る国会議員の会 総会報告

自然災害から国民を守る国会議員の会の総会が開催されました。

総会は、熊本被災地視察報告や復興・復旧の状況について、視察に参加した議員の方や行政の担当者、当協会から参加した事務局からも報告をし、その後、各省庁の担当者から最新の状況報告と説明をいただきました。



1. 自然災害から国民を守る国会議員の会 総会

開催日時：平成28年11月29日(火) 11時15分～

開催場所：衆議院第一議員会館 第2会議室

参加者：国会議員、議員代理、関係団体等

議題：① 役員改選

- ② 報告事項 「熊本被災地視察報告及び復興・復旧の状況について」
 「鳥取県中部地震について」「税制面での支援策永久化について」
 「その他」

第52回(臨時)評議員会 開催報告

第155回理事会にて、各役員の前辞任にともなう後任候補者選出に関する議案について、候補者が選出されたことを受け、第52回(臨時)評議員会開催(書面)し、評議員の全員から同意の意思表示を得て、2016年11月30日に決議されました。

【協議事項】

- 第1号議案 理事の前辞任に伴う補欠後任者選任に関する件
 第2号議案 評議員の前辞任に伴う補欠後任者選任に関する件
 第3号議案 監事の前辞任に伴う補欠後任者選任に関する件

次の方々が新たに理事、評議員、監事として選任されました。

(敬称略)

	氏名	団体名	役職
【新理事】	田野辺 耕一	私鉄総連	中央執行委員長
	平川 純二	JEC 連合	会長
【新評議員】	春日部 美則	ゴム連合	中央執行委員長
	岩本 潮	全電線	中央執行委員長
【新監事】	下田 祐二	連合	総合総務財政局総合局長

法人火災共済保険のお見積もり受付中です！

現在、当協会では法人火災共済保険の推進を行っています。ご契約者となれるのは、①労働組合とその連合会、②生活協同組合とその連合会、③労働金庫とその連合会、④中小企業勤労者福祉サービスセンター、勤労者共済会、互助会、⑤その他上記に準ずると当協会が認めた団体となります。

賃貸物件にご入居の各団体様も、什器・設備等の動産のみのご契約もいただけますので、お気軽にお問い合わせください。

なお、詳しい保障内容や加入基準については、パンフレットをお取り寄せいただくか、下記 URL のホームページにも掲載しておりますので、ご確認ください。

【全労済協会ホームページ】

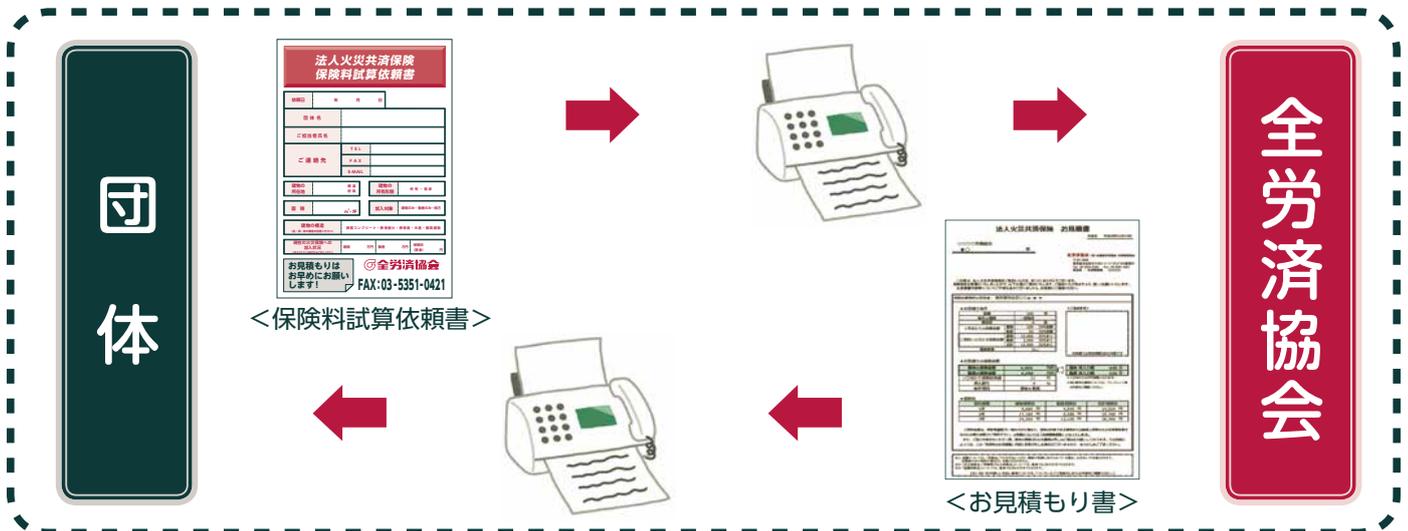
<http://www.zenrosaikyokai.or.jp/mutual/officeguard.html>

お見積もりは簡単です！

建物の構造・面積が判れば加入基準を算出いたします。加入基準に基づいて、適切な保障を設定ください！

お見積りに際しては、次ページに下記のような保険料試算依頼書もご用意しております。各項目に記入いただき、FAX いただくだけで、お見積り書をお送りいたします。切り取ってご利用ください。

お見積りの流れ



その他ご不明な点につきましては、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

法人火災共済保険お問い合わせ先 **全労済協会 共済保険部**

TEL. 03-5333-5126 (代表)

受付時間：9時～17時15分（土日祝日を除く）

全労済協会からのお知らせ

●全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な内容など
2017年2月13日(月)	全労済協会 中間監査	
2017年2月21日(火)	第156回理事会	上半期業務報告、中間決算報告 他

Monthly Note (全労済協会だより) vol.120 2017年1月

発行: **全労済協会**
一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会
発行人: 高木剛 編集責任者: 安久津正幸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-11-17 ラウンドクロス新宿 5階
TEL. 03-5333-5126 (代表) FAX. 03-5351-0421
《ホームページ》 <http://www.zenrosaikyokai.or.jp/>

法人火災共済保険 保険料試算依頼書

依頼日	年	月	日
団体名			
ご担当者氏名			
ご連絡先	TEL		
	FAX		
	E-MAIL		

建物の所在地	都道府県
--------	------

建物の所有形態	所有・借家
---------	-------

面積	m ² ・坪
----	-------------------

加入対象	建物のみ・動産のみ・両方
------	--------------

建物の構造 <small>(柱・梁・床の構造を回答ください)</small>	鉄筋コンクリート・鉄骨耐火・鉄骨造・木造・簡易建物
---	---------------------------

現在の火災保険への加入状況 <small>※加入されている場合のみご記入ください</small>	建物	万円	動産	万円	保険料(掛金)	円
---	----	----	----	----	---------	---

お見積もりは
お早めにお願
いします!



FAX: 03-5351-0421